

この間、教育分野で大きな前進面となったのが小中学校へのエアコン設置です。昨年度は、中学校で設置工事が、小学校では実施設計が行われ、今年の夏、中学校ではいち早く利用が開始されました。快適な環境の中で授業に、現場からは喜びの声が届いています。教育分野の環境整備にさらに力を入れていただきたい、その思いでお尋ねしてまいります。

まず、児童育成クラブです。

熊本市の児童育成クラブの入会児童数は、年々増え、直近の5年間で1260人増え、約1.3倍になっています。そのため指導員の必要人数も増え、担当課でも指導員確保には大変苦労されています。

第1に、指導員の報酬は時給870円です。市役所内の職種で時給計算となっている中で、最低の金額です。指導員確保と処遇改善のためにも、是非引き上げを検討すべきではないでしょうか。

第2に、当該校区とその近隣で指導員を確保できない場合は、少し離れた校区からの採用も必要となります。実際そういう運用も行われています。一部の育成クラブでは物理的な条件を生かし、離れた校区からの通勤してくる指導員の駐車スペースを確保しています。採用をスムーズにする条件の一つとして、駐車スペース確保を学校と協議しながら積極的に取り組んでいただきたいと考えますがいかがでしょうか。

第3に、入会児童数が増えたことで、一人当たりの施設面積が狭隘になっている施設がかなり見られます。保護者の方々からもゆとりある環境での保育を望む声が寄せられています。現在、熊本市の条例による基準は、ひとり1.125㎡となっていますが、国の基準としては、2014年にひとり1.65㎡という面積基準が示されています。子どもたちが放課後を過ごす大切な場所としてその需要はますます増える傾向にあり、適切な環境を保障することは極めて重要です。施設面積の基準を国基準へと引き上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上3点、教育長に伺います。

(答弁)

施設面積の確保では、国と比べ低い熊本市の規準でも、80カ所のうち35カ所、半数近くがクラブが規準に達していません。市としても、国基準の充足をめざしているとのことですので、施設整備や学校教室の活用など、積極的に取り組んで、早急な環境整備をお願いいたします。

続けて、学校図書館および市立図書館についてお尋ねいたします。

第1に、熊本市の学校図書購入費は、他の政令市と比べて最低レベルです。また、標準冊数に対する達成率も、小中学校共に達成ずみとの報告ですが、学校単位でみると、未達成は小学校で23校・24・2%、中学校では17校・40・5%です。すべての小中学校で達成できるように更なる予算確保が必要と考えます。また、かなり古い蔵書も見られますので、適切な更新を行い、子どもたちが利用したくなるような図書室にしていくことも必要です。以上の点から、年々減り続けてきた図書購入費を増額すべきではないでしょうか。

第2に、本市ではすべての小中学校にいち早く司書補助員の全校配置を行い、その運用は定着しています。人の温かみのある図書室は、子どもたちにとっても居心地の良い場所となっております。司書補助員の役割は大変重要です。もともと図書司書は、極めて専門性の高い職種です。しかし、本市では、臨時職員の位置づけで採用され、1日5時間勤務で日給4115円です。時給計算に直すとわずか823円です。せめて嘱託職員の位置づけにし、賃金を引き上げるべきではないでしょうか。

また、現在配置されている134人の司書補助員のうち、図書司書資格保有者は半数にも満たない49%です。図書司書の専門性が十二分に発揮され、図書館が子どもたちの知の宝庫としてますます充実したものになるよう、100%図書司書資格者が採用されるように取り組んでいくべきではないでしょうか。

つづけて、市立図書館についてお尋ねいたします。

図書館において、資料購入はその命です。しかし、その資料購入費が年々減り続けています。市立図書館5館における今後の資料購入費確保の見通しについて伺います。

また、現在市役所の非正規化が大きな問題となっています。特に、専門性が問われる職種では、経験を積んでいくことがスキルの高い業務につながっていくにもかかわらず、市立図書館では専門職である図書司書は31人のうち24人、77%が嘱託となっています。正規職員はすべて5年以上、20年、30年と経験を積んだ人がいる一方で、嘱託職員は、最長で6年、半数近くが1〜2年目の方です。経験を積んだ司書職員育成のためにも、今後は図書司書資格者の採用が必要だと思われれますが、見通しをお示しくください。

以上、教育長にお尋ねいたします。

(答弁)

図書購入費については、閉校となった松尾3校の図書の活用で蔵書数・蔵書率の拡充に取り組んでいかれるようですが、政令市の比較では、児童数の多い少ないがあり単純には比較できないかもしれません。政令市で一番少ない図書購入費の増額こそ必要ではないでしょうか。また、蔵書の更新については、標準冊数を超えた学校で、基準に則って更新を実施していると答弁でしたが、それは考え方が違うのではないのでしょうか。全国学校図書館協議会が制定し

た「学校図書館図書廃棄基準」では、「学校図書館では、利用者の立場に立って適切で優れた図書<sup>3</sup>の選択収集に努め、かつ常に蔵書の更新を行う必要がある」と定められており、標準冊数の達成とは別に、更新は常に行うべきものであると位置づけられています。予算シーリング等もあり、予算確保は大変厳しいかと思いますが、優れた図書を子どもたちに提供するためにも、市立図書館と合わせて、図書購入費増額を強く要望しておきます。

司書業務補助員の雇用では、有資格者の雇用拡大に努めるとのこと、頑張っていたかと思えます。一方、処遇改善では、臨時職員の賃金単価表により賃金が支給されているので、臨時職員扱いです。しかし、現行の雇用形態は、夏休み・冬休み・春休みを除き、同じ職員が同じ学校に勤務し、最長で5年は継続して働くことができます。司書業務補助員の全校配置が実施されて以来、恒常的に必要な業務として、補助員の方々は働かれました。

教育長に、1点伺います。地方公務員法の逐条解説では、「地方公共団体の事務は一時的な要因によつて事務が増加したり、法定されている任用手続きが欠員の補充の必要とされる時期に間に合わないことが起こりうる。このような場合に、弾力的に対応することができるよう設けられたのが臨時的任用の制度である」と述べられており、臨時職員は一時的な繁忙に対応するために、臨時的に採用される制度です。この点をご存知でしょうか。

(答弁)

.....

先ほど紹介した地方公務員法の逐条解説では、続けてこのように述べられています。「臨時的任用制度は、本来、一時的、臨時的な場合に限って例外的に用いられる制度であるが、これがかくルーズに流れ、常勤的非常勤職員という変則的な現象を発生させる温床となっているきらいがある」と指摘しています。本市の司書業務補助員は、まさにこの状態ではないでしょうか。指摘しましたように、恒常的な雇用の場である司書業務補助員は臨時職員であってはいけません。せめて嘱託職員として、専門性も適切に評価し、処遇の改善を図っていただきますようお願いいたします。

市立図書館5館では、森都心プラザ図書館・城南図書館の2館が指定管理で運営されています。司書資格者の雇用はなされているものの、継続した雇用となっているのか、経験が蓄積されているのかなど、その把握を常時行うことは難しい面もあります。図書館への指定管理者制度導入は、全国的にも多くの問題が起こっており、なじまないと指摘されています。今後、適宜に検証を行うべきことを求めます。

最後に市長に伺います。

今回取り上げた児童育成クラブと図書館、それぞれの事業がさらに充実したものとなるためにも、その人材確保が重要です。児童育成クラブ指導員・学校図書館司書業務補助員・図書館嘱託司書等、非正規職員の処遇改善に努めるべきです。人間的な労働を保障し、生きがいを持

って働いていただくためにも、他都市では当たり前になっている交通費の実費支給を始め、低い賃金の引き上げ、昇給・一時金・退職手当等の支給等を検討していくべきではないでしょうか。

市長に、見解を伺います。

(答弁)

非正規職員の処遇については、これまでも順次改善を図ってきたとの答弁でした。確かに、交通費についても払われていなかったものが、わずかに支給されるようになり、金額も少しずつ引き上げられてきています。今後は、地方公務員法の改正を受けて、更なる改善の準備を進めているとのことですが、他の自治体では、これまでも昇給・一時金・退職手当等の支給等行われてきた自治体もあり、交通費に至っては、実費支給でないのは政令市の中でも熊本市だけです。法改正を待たずとも改善はできたはずで、児童育成クラブや学校図書館司書業務補助員など、一定のスキルが求められる職員の方々の処遇があまりにもお粗末だと思えます。現状を把握していただきたいと思えます。そして、非正規職員がどんどん増える現状を改善し、正規雇用が当たり前の雇用への転換が必要であるとともに、非正規で働く職員の処遇改善は、熊本市だけができていないというような遅れた現状を早急に改善していただくように要望して、質疑を終わります。